

この部分にのり付けし④と合わせてください。

生活協同組合 / こくみん共済 加入申込書 兼 預金口座振替依頼書 郵送専用

生活協同組合および全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)御中
貴生協の趣旨に賛同し、加入します。貴会が商品名に応じ設定する事業規約・細則が契約内容となること、および「ご契約のてびき」を了承し、加入を申し込みます。申込書と質問表の記載事項は事実であることを被共済者とともに誓約し、記載事項に明らかな誤りがあるときは貴会が訂正しても異議ありません。本契約に関する個人情報は共済契約管理や共済金の支払い等の業務、各種商品・サービス等の案内、所属する労働組合・共済会等への提供、また、マイナンバーは支払調書作成の事務に利用されることを被共済者とともに同意します。支払査定時照会制度について、詳細を「ご契約のてびき」で確認し、被共済者とともに内容を理解しました。

1から4までの項目に必ずご記入ください。記入内容を変更・訂正する場合は二重線で修正のうえ訂正印を押印または自署してください。

申込日を含め、契約者となる方がご自身で記入してください。

1

契約者氏名 (組合員)	「ご契約のてびき」の内容について了承し、申し込みます。	申込日(告知日)	西暦20 年 月 日
	自署 (自署)	生年月日	昭和 平成 19 20 年 月 日
現住所	〒 市区 町 丁目 番 号	性別	1 男 2 女
		日中連絡が つきやすい電話番号 (携帯電話など)	1 携帯・自宅 2 その他

被共済者となる方・ご希望の保障タイプに☑・共済掛金額・質問表への回答を記入してください。

2

契約者との続柄	被共済者氏名(フリガナを必ずご記入ください)	生年月日	性別	保障タイプ(加入できる方の満年齢・掛金は以下のとおりです)	共済掛金額(月払い)	質問表回答欄
○本人	※ご本人の氏名、生年月日、性別の記入は不要です。			傷害 60歳 傷害W 60歳 個人賠償プラス 0~79歳	掛金を合計して記入してください。	該当事項
①配偶者 ④父母 ②子ども ③孫 ⑥兄弟姉妹				0~59歳 60~79歳 0~59歳 60~79歳	単独加入できません。	なし あり

3

共済掛金額合計 (A~ウの合計)	A	B	C
初回払込金額合計 (A + B + C)	1,000円	1,800円	200円

はじめてこくみん共済 coop に加入される方は、出資金(1口100円)が必要です。出資金額を変更される場合は二重線で修正してください。出資金は入金された都道府県生活協同組合に、共済掛金はこくみん共済 coop に払い込まれます。※出資金や掛金(口座振替)の領収書は、ご通帳への記帳でかえさせていただきます。

4 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

JA(農協)、外資系銀行、ネット銀行、一部の信用組合などはご指定いただけません。記入内容を訂正した場合は、必ず訂正した箇所にお口届出印を押印してください。

銀行口座情報
 預金の種類: ①総合(普通) ②当座
 収納企業名: 全国労働者共済生活協同組合連合会
 振替日: 28日(休業日の場合は翌営業日)

銀行口座情報
 種目コード: 166301 契約種別コード: 0
 払込先口座番号: 00130-7-389404 払込先加入者名: 全労済
 払込日: 28日(休業日の場合は翌営業日)

この部分にのり付けし④と合わせてください。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済 全労済

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

こくみん共済

簡単な手続き・手頃な掛金で安心の保障

こくみん共済 NEWS 7323S174

日常に潜む事故やけがなどのリスク、さらに賠償リスクに備えた安心の保障を!!



健康状態にかかわらず加入できる、けがに備える保障

傷害タイプ	傷害Wタイプ
月々の掛金 1,000円	月々の掛金 1,800円
0歳~満59歳の方	0歳~満59歳の方
満60歳~満79歳の方	満60歳~満79歳の方

加入できる方 健康状態にかかわらず 0歳~満79歳の方

傷害タイプ、傷害Wタイプのいずれか1つに加入できます。

保障内容	傷害タイプ	60歳タイプ	傷害Wタイプ	60歳タイプ
入院または5日以上以上の通院をしたとき	18万円~0.75万円	18万円~0.75万円	36万円~1.5万円	36万円~1.5万円
1事故につき	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円
90日以上30日以上	各18万円	各10万円	各36万円	各10万円
死亡・重度の障害	500万円	250万円	1,000万円	500万円
障がい	450万円~20万円	225万円~10万円	900万円~40万円	450万円~20万円

★部位・症状別傷害共済金について 不慮の事故後の急な出費に対応するため、けがをした部位・症状に応じて迅速に共済金をお支払いできます。

さらに安心をプラス

個人賠償 プラス 最高3億円

月々の掛金 200円

加入できる方 健康状態にかかわらず、こくみん共済の各タイプに組み合わせて加入できません。単独での加入はできません。

対人賠償責任を負うとき(国内のみ)	最高3億円
死亡させたとき	10万円
10日以上入院させたとき	2万円
謝罪等をしたとき	3,000円

保障期間 掛金は変わりません。 基本となるタイプの契約終了日まで保障

※1 通院は、事故の日からその日を含めて180日以内に実際に通院した日数が対象です。 ※2 携行品損害は共済期間を通じ、30万円を限度とします。1回の事故について、1組または1個10万円(乗車券等または通貨等の場合は5万円)を限度とします。 ※3 「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)を指し、当会の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、障がい固定したときの契約内容にもとづいた保障となります。 ※4 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。 ■発効日(増額分は更新日)以後に発生した交通事故・不慮の事故による共済金をお支払いします。詳しくは、加入後にお送りする「ご契約のしおり」でご確認ください。 ■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または身体的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が悪化したときを除きます。不慮の事故等とは「当会所定の感染症」を含みます。 ■事故による入院は事故の日から180日以内に開始された入院が対象です。 ■同一の不慮の事故により、部位・症状が部位・症状別支払倍率表の倍率に複数該当するときは、それらの倍率の最も高い倍率を適用し、部位・症状別傷害共済金をお支払いします。 ■個人賠償プラスは基本となるタイプが契約終了となるまで契約が継続します。 ■個人賠償プラスの保障には、対人臨時費用のほかに、損害拡大防止費用、裁判に要した費用等もあります。また、一定の条件を満たした場合には、示談交渉サービスをご利用いただけます。詳しくは当会までお問い合わせください。 ■国外へ渡航されている方は、ご加入いただけない場合があります。 ●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

こくみん共済 coop

